

申 請 資 格

市有財産の一時使用の申請にあたっては、北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第6条により、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又はこれらのものと密接な関係を有する者にあたらないことを要する。

使 用 の 条 件

- (1) 使用の承認を行った土地(以下、「当該財産」という。)の使用中に自己又は第三者に生じた損害については、市は責任を負わない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって当該財産を維持管理すること。もし、故意又は過失により損害を与えたときは、市に損害賠償しなければならない。
- (3) 当該財産の使用、その近隣住民等からの苦情若しくは要望又は当該物件内の不法投棄等があった場合は、自己の責任において速やかに解決しなければならない。
- (4) 当該財産の使用、住所、氏名、連絡先及び地位等の重要事項について変更が生じたとき、当該物件の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、市に対し書面により速やかに届け出なければならない。
- (5) 第三者に当該財産を転貸し、又は使用する権利を譲渡してはならない。
- (6) 市の承認なくして、使用目的を変更し、又は当該財産の原状を変更してはならない。
- (7) 当該財産を風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これらに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用、及びその他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。
- (8) 第2号から前号までの条件に違反したときは、市は使用承認を取り消すことができる。この場合において、既納の貸付料は返還しない。
- (9) 使用の承認後、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明したとき、又は暴力団、暴力団員若しくはこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したときは、市は使用承認を取り消すことができる。この場合において、既納の貸付料は返還しない。
- (10) 使用期間が満了し、又は第8号若しくは前号により使用承認が取り消されたときは、自己の負担において、直ちに地上の物件を撤去し、原状に復したうえ市に返還しなければならない。
- (11) 市において当該財産を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は当該財産を買受人に引き渡すため必要とするときは、使用期間中であっても使用承認を取り消すことができる。
- (12) 使用者において正当な理由がある場合を除き、その責に帰すべき理由によって、使用期間の短縮等の変更があっても、既納の貸付料は返還しない。
- (13) 貸付料を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日からこれを納付した日までの日数につき、当該貸付料の金額が2,000円以上であるときは、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6%の割合で延滞損害金(100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を市に支払わなければならない。
- (14) その他、使用に関しては市と十分協議し、市の指示に従うこと。